

第22回 葛城市地域公共交通活性化協議会 会議録

開催日時 令和元年8月9日（金）午前10時00分

開催場所 葛城市役所新庄庁舎204会議室

欠席者 金口正幸委員、吉川修市委員、永田孝士委員、伊東知久委員、
岡本雄嗣委員、仲嶋延光委員、山下正彦委員

議事

1 開会

（事務局）

○ただ今より葛城市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。開会にあたりまして、会長の阿古葛城市長よりご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

○世間では早くもお盆の傾向が出ているような気がしますが、本日は葛城市地域公共交通活性化協議会を開催いたしましたところ、ご多忙の中、委員の皆様方にはお集まりいただき、心より御礼を申し上げます。コミュニティバスにつきまして市民の皆様方から色々なご意見をいただいております、完璧な公共交通というのはあり得ないが、その変更案を約2年間かけて調査・分析・検討を重ねてきたところである。今年10月からの変更に向けた手続きを進めており、検討も終盤に差し掛かっているため、委員の皆様方に再度確認のうえ、ご意見をいただけたらと存じます。本日はよろしく願いいたします。

3 報告案件

（議長）

○それでは、ただ今より私が議長を務めさせていただきます。議事がスムーズに運びますよう、皆さまのご協力をお願いします。

まず、最初に報告案件（1）について、事務局より説明を求めます。

（事務局）

○報告案件（1）葛城市コミュニティバスの利用状況につきまして、報告させていただきます。資料1をご覧ください。

【資料1説明】

(議長)

- ただ今、事務局より報告のありましたことについて、何かご質問等はございますか。

(議長)

- 3ヶ月間データであるため季節要因はあるか。

(事務局)

- 資料のデータは年間データではない。夏期は利用が多く冬期は利用が少なくなるため、前年度の年間データと比較すると、やや多い結果となる。

(議長)

- 他にないようでしたら、報告案件(2)について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

- 報告案件(2) 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について事務局よりご報告をさせていただきますので、資料2をご覧ください。

【資料2説明】

(議長)

- ただ今、事務局より報告のありましたことについて、何かご質問等はございますか。

(議長)

- ないようでしたら、次に、協議案件に移ります。まず、協議案件(1)について、事務局より説明を求めます。

4 協議案件

(事務局)

- それでは、協議案件(1)新形態の運行概要につきまして、「システム科学研究所」の加藤さんより、説明させていただきますので、資料3をご覧ください。

【資料3説明】

(議長)

- ただ今、事務局より説明のありましたことについて、何かご質問等はございますか。

(奈良県タクシー協会：葛城)

- コミュニティバスの運行経費と運賃収入を教えてください。

(事務局)

- コミュニティバスの運行は委託料で運営しており年間約 8,000 万円程度、運賃収入は約 150 万円程度です。

(奈良県タクシー協会：葛城)

- コミュニティバスの運賃 100 円というのが、本当に良いのかどうか。他の交通機関との兼ね合いもあるので、いつまでも 100 円ではなくて、今後の検討課題の一つとしてほしい。

(奈良県バス協会：井上)

- 予約型乗合タクシーは不定期・定路線なのか。

(事務局)

- 資料の表記間違いであり、区域運行へ変更をお願いします。

(奈良県バス協会：井上)

- 予約型乗合タクシーの利用者はバス停留所まで移動して乗降するのか。家の前までタクシー車両は来ない、ということでよいか。

(事務局)

- ご質問のとおりで、所定のバス停留所で乗車降車いただくことになる。

(議長)

- 他にないようでしたら、次に移ります。協議案件（2）と協議案件（3）について、事務局より説明を求めます。

【資料4、資料5説明】

(議長)

- ただ今、事務局より説明のありましたことについて、何かご質問等はございますか。

(民生児童委員連合会：吉川)

- 大字向け説明会の対象地区は、予約型が運行する大字で実施するのか。

(事務局)

- EルートとFルートのバス停留所周辺の大字での実施を予定している。

(議長)

- コミュニティバスの運行変更のあるCルート周辺では行うのか。

(事務局)

- 今回の大字向け説明会は予約型乗合に関する説明会という位置づけであり、Cルート周辺は説明会の対象外である。Cルート周辺については、前年度に各大字の区長へ説明を行っており、利用者は少なく住民も納得すると思うなどのご意見を頂いており、今年度の説明会は予定していない。

(議長)

- Cルートの兵家地区と中戸地区への説明は行わないということか。大きな変更のある場所では説明すべきだと思うので、丁寧な対応をお願いします。

(事務局)

- 区長に再度確認をとり、必要であれば説明会を検討したい。

(議長)

- 少し戻るが、協議案件(1)につきましては、葛城市予約型乗合タクシーの方式の表現を、不定期・定路線から区域運行に資料変更して、ご承認いただいたということです。
- 協議案件(2)と協議案件(3)につきましては、ご承認をいただいたということです。

(議長)

- 次に、協議案件(4)について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

- それでは、協議案件（４）令和元年10月新運用形態に向けたスケジュール（案）につきまして、説明させていただきます。資料6をご覧ください。

【資料6説明】

(議長)

- ただ今、事務局より説明のありましたことについて、何かご質問等はございますか。

(議長)

- ないようでしたら、協議案件（４）につきましては、ご承認をいただいたということですので、協議案件（５）その他協議事項について事務局より説明を求めます。

(事務局)

- 今後のスケジュールとして、次回は、3月上旬に開催を予定しています。どうぞよろしく願いいたします。

(議長)

- 次回の会議につきましては、3月での開催を予定しているとのことですので、事務局で日程を調整し、速やかに案内できるようにお願いします。

(議長)

- 全体を通じて、何かご質問等はございますか。

(奈良県タクシー協会：葛城)

- 資料に委員名簿や出席者名簿をつけてほしい。

(事務局)

- 承知しました。

(葛城市議会：増田)

- 10月からの新しい運用形態は3年間ぐらい続くのか。新しくなった後の変更・改善等は、どれぐらいのスパンで行うのかを教えてください。

(事務局：副市長)

- 資料の表現は道路運送法などに則っているため、休止や実証実験などの聞き慣れない用語を使っており、皆様のご理解を妨げているかもしれないが、基本的には、公共交通のあり方のうち、市が担うコミュニティバスの運行形態について、この活性化協議会の場を使って協議している。活性化協議会は、民間の公共交通事業者や市などが参加して、公共交通の運行について当事者同士で共有・協議して、合意を得られたものでないと新しい運行形態は国土交通省から認められないという手続きの中で開催している。そのため、運行内容を一度変更したらその後は絶対変えることができない、というものではない。この活性化協議会・法定協議会の場は、様々な利用の形態や今後の方向性について意見交換して決めていく場であるため、これで固定するというのではなく、状況を見ながら決めていく、変えていくものである。

(葛城市議会：増田)

- 表現は難しいかもしれないが、市民向け広報に、今後もより一層の改善を続けるなどの文言があれば、ご理解いただけると思う。

(議長)

- 他にないようでしたら、事務局から先ほどありましたとおり、次回の会議につきましては、3月での開催を予定しているとのことですので、事務局で日程を調整し、速やかに案内できるようにお願いします。

5 閉会

(議長)

- 以上をもって、第22回葛城市地域公共交通活性化協議会を閉会します。
ありがとうございました。